

第1次国土強靱化実施中期計画の概要について

内閣官房 国土強靱化推進室

参事官 村山 直康

1 はじめに

我が国は、国土の地理的・地形的・気象的な特性により、これまで地震、津波、豪雨など数多くの自然災害で、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被ってきました。しかし、そのたびに、そこで得られた教訓を踏まえ、自然災害への対応力を強化してきました。

一方、昨年、能登半島地震や奥能登豪雨はじめ、昨今、災害がますます激甚化・頻発化する

とともに、南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性も高まっています。

改めて、国民一人一人による災害への備えとともに、「誰ひとり取り残さない」との考えに立ち、平時から官民連携して、ソフト・ハード両面にわたる事前防災対策を積極的に行い、「国土強靱化」を推進していくことが極めて重要です。

国土強靱化の取組を切れ目なく推進するため、本年（2025年）6月6日、「第1次国土強

第1次国土強靱化実施中期計画【概要】																							
令和7年6月6日閣議決定																							
第1章 基本的な考え方																							
○防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進 ○近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等） ○5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等） ○状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応）																							
（災害外力・耐力の変化への対応） ● 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進 ● 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入 ● グリーンインフラの活用推進 ● 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮 ● 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進																							
（人口減少等の社会状況の変化への対応） ● 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進 ● フェーズフリー対策の積極的導入 ● 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進 ● まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化 ● 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進																							
（事業実施環境の変化への対応） ● 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用 ● 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化 ● 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制 ● 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上 ● フェーズフリーな仕組みづくりの推進 ● 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化																							
第2章 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間																							
第3章 計画期間内に実施すべき施策（全326施策）																							
○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>Ⅰ. 防災インフラの整備・管理</th><th>Ⅱ. ファイファイの強化</th><th>Ⅲ. デジタル等新技術の活用</th><th>Ⅳ. 官民連携強化</th><th>Ⅴ. 地域防災力の強化</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主な施策の内容・目標</td><td> - 個別避難計画作成 - 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト </td><td> - 迅速な経路管理のための体制の整備 - 衛星通信システムに関する制度整備等 </td><td> - マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 - 補正施設のデジタル無観測の適正な稼働 </td><td> - 病院におけるBCPの策定 - 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓発活動の強化 </td><td> - 地方公共団体における災害用戸・通水等の活用 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 </td></tr> <tr> <td></td><td>60施策</td><td>109施策</td><td>56施策</td><td>65施策</td><td>77施策</td></tr> </tbody> </table>							Ⅰ. 防災インフラの整備・管理	Ⅱ. ファイファイの強化	Ⅲ. デジタル等新技術の活用	Ⅳ. 官民連携強化	Ⅴ. 地域防災力の強化	主な施策の内容・目標	- 個別避難計画作成 - 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト	- 迅速な経路管理のための体制の整備 - 衛星通信システムに関する制度整備等	- マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 - 補正施設のデジタル無観測の適正な稼働	- 病院におけるBCPの策定 - 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓発活動の強化	- 地方公共団体における災害用戸・通水等の活用 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動		60施策	109施策	56施策	65施策	77施策
	Ⅰ. 防災インフラの整備・管理	Ⅱ. ファイファイの強化	Ⅲ. デジタル等新技術の活用	Ⅳ. 官民連携強化	Ⅴ. 地域防災力の強化																		
主な施策の内容・目標	- 個別避難計画作成 - 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト	- 迅速な経路管理のための体制の整備 - 衛星通信システムに関する制度整備等	- マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 - 補正施設のデジタル無観測の適正な稼働	- 病院におけるBCPの策定 - 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓発活動の強化	- 地方公共団体における災害用戸・通水等の活用 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動																		
	60施策	109施策	56施策	65施策	77施策																		
第4章 推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））																							
1 施策の内容																							
○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率（8割程度）等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね20年から30年程度を一つの目安として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるように、優先順位・手法を検討の上、実施																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>Ⅰ. 防災インフラの整備・管理</th><th>Ⅱ. ファイファイの強化</th><th>Ⅲ. デジタル等新技術の活用</th><th>Ⅳ. 官民連携強化</th><th>Ⅴ. 地域防災力の強化</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主な施策の内容・目標</td><td> - 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 - 関係府省庁の枠を超えた流域治水対策等の推進 - 障害者、高齢者、子ども、外国人等に配慮した災害情報提供の強化 - 被災後の残存リスクの管理 - 予防保全型メンテナンスへの早期転換等 </td><td> - 予防保全型メンテナンスへの早期転換 - 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 - 上下水道システムの耐震化を始めとした防災性の強化 - 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 - 通信システムの災害時自立性の強化等 </td><td> - 国の地方支分部局等の資機材の充実（警備・消防・自衛隊、TEC-FORGE等） - 一元的な情報収集・提供システムの構築 - フェーズフリーなデジタル体制の構築等 </td><td> - 生活の基盤となる住宅・建築物の新築化 - 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 - 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 - 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 - 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化等 </td><td> - スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 - 国等によるプッシュ型支援物資の分散配置の強化 - 避難所や教育の現場となる学校等の防災性強化 - 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 - 防災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備等 </td></tr> <tr> <td></td><td>28施策（76指標）</td><td>42施策（87指標）</td><td>16施策（24指標）</td><td>13施策（19指標）</td><td>16施策（29指標）</td></tr> </tbody> </table>							Ⅰ. 防災インフラの整備・管理	Ⅱ. ファイファイの強化	Ⅲ. デジタル等新技術の活用	Ⅳ. 官民連携強化	Ⅴ. 地域防災力の強化	主な施策の内容・目標	- 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 - 関係府省庁の枠を超えた流域治水対策等の推進 - 障害者、高齢者、子ども、外国人等に配慮した災害情報提供の強化 - 被災後の残存リスクの管理 - 予防保全型メンテナンスへの早期転換等	- 予防保全型メンテナンスへの早期転換 - 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 - 上下水道システムの耐震化を始めとした防災性の強化 - 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 - 通信システムの災害時自立性の強化等	- 国の地方支分部局等の資機材の充実（警備・消防・自衛隊、TEC-FORGE等） - 一元的な情報収集・提供システムの構築 - フェーズフリーなデジタル体制の構築等	- 生活の基盤となる住宅・建築物の新築化 - 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 - 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 - 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 - 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化等	- スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 - 国等によるプッシュ型支援物資の分散配置の強化 - 避難所や教育の現場となる学校等の防災性強化 - 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 - 防災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備等		28施策（76指標）	42施策（87指標）	16施策（24指標）	13施策（19指標）	16施策（29指標）
	Ⅰ. 防災インフラの整備・管理	Ⅱ. ファイファイの強化	Ⅲ. デジタル等新技術の活用	Ⅳ. 官民連携強化	Ⅴ. 地域防災力の強化																		
主な施策の内容・目標	- 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 - 関係府省庁の枠を超えた流域治水対策等の推進 - 障害者、高齢者、子ども、外国人等に配慮した災害情報提供の強化 - 被災後の残存リスクの管理 - 予防保全型メンテナンスへの早期転換等	- 予防保全型メンテナンスへの早期転換 - 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 - 上下水道システムの耐震化を始めとした防災性の強化 - 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 - 通信システムの災害時自立性の強化等	- 国の地方支分部局等の資機材の充実（警備・消防・自衛隊、TEC-FORGE等） - 一元的な情報収集・提供システムの構築 - フェーズフリーなデジタル体制の構築等	- 生活の基盤となる住宅・建築物の新築化 - 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 - 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 - 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 - 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化等	- スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 - 国等によるプッシュ型支援物資の分散配置の強化 - 避難所や教育の現場となる学校等の防災性強化 - 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 - 防災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備等																		
	28施策（76指標）	42施策（87指標）	16施策（24指標）	13施策（19指標）	16施策（29指標）																		
2 対策の事業規模																							
○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映。各年度の取扱いについては、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応。（Ⅰ 防災インフラの整備・管理：おおむね5.8兆円、Ⅱ ライフラインの強靱化：おおむね10.6兆円、Ⅲ デジタル等新技術の活用：おおむね0.3兆円、Ⅳ 官民連携強化：おおむね1.8兆円、Ⅴ 地域防災力の強化：おおむね1.8兆円）																							
第5章 フォローアップと計画の見直し																							
○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用） ○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信 ○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始																							
○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携 ○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進																							

図1：第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

靱化実施中期計画」が閣議決定されました。以下で当該計画の概要を紹介します。

2 基本的な考え方 (第1章)

これまで「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5か年加速化対策」)として進めてきたハード・ソフト両面からの国土強靱化施策が着実に効果を発揮してきました。

一方、現下の人件費・資機材価格の高騰や人口減少・少子高齢化を背景に、コスト増大や工期延伸等への対応が必要になるなど、諸課題が顕在化しています。

今後、国土強靱化施策の推進に当たっては、「災害外力・耐力の変化」、「社会状況の変化」、「事業実施環境の変化」という3つの変化に対応していく必要があります。

【主な特徴的な内容】

① 「災害外力・耐力の変化」への対応

2025(令和7)年1月埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故等のように、災害耐力の低下が顕在化しつつある老朽インフラの修繕・更新を強力に推進し予防保全型メンテナンスへ移行、自立分散型システム導入、気候変動対策の国際的な潮流やネイチャーポジティブの考え方を踏まえたグリーンインフラの活用、広域的な観点から複数分野のインフラを群としてとらえたメンテナンスの効率化・高度化など

② 「人口減少等の社会状況の変化」への対応

国土強靱化と地方創生の連携を強化、フェーズフリー対策の積極的な導入、立地適正化計画等のまちづくり計画と国土強靱化地域計画との連携強化、2024(令和6)年能登半島地震や奥能登豪雨を踏まえた「半島防災・強靱化」の推進など

③ 「事業実施環境の変化」への対応

災害現場を担う国や地方公共団体、建設・医療等の人材確保・育成、革新的なデジタル等新技術の活用による生産性向上、民間提供のデータ・デジタル技術活用、経済安全保障上重要なインフラが機能し重要な物資・役務を供給できるよう官民連携、広域的な連携体制強化、資機材の仕様の共通化・規格化など

国土強靱化実施中期計画は、2023(令和5)年6月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)」が改正されたことを受け、同法第11条の2に基づき、国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)に基づく施策の実施に関する中期的な計画(以下「実施中期計画」という。)を定めるもの。



図2：国土強靱化推進の枠組

基本計画に定めた国土強靱化政策の展開方向(5本柱)に沿って実施中期計画期間内に実施すべき国土強靱化施策の内容及び目標を明らかにするとともに、5か年加速化対策に続く計画として、その推進が特に必要となる施策の内容及びその事業規模を定めています(図1)。

<国土強靱化政策の展開方向(5本柱)>

- (1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
- (2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

- (3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
- (4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
- (5) 地域における防災力の一層の強化

3 計画期間（第2章）

2026（令和8）年度から12年度までの5年間

4 計画期間内に実施すべき施策（第3章）

5の「推進が特に必要となる施策」のほか、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等（全326施策）について、目標を設定して取組を推進することとしています。

5 推進が特に必要となる施策（第4章）

計画期間内に特に推進すべき施策（全114施策）の目標を設定するとともに、その先を見据えた現段階の長期目標についても明示しています。

これらの施策の目標は、おおむね20年から30年程度の期間を一つの目安として、国土強靱化のレベルを一段上の水準まで引き上げることを念頭に検討・設定したものです。施策の中には、長期目標の達成に30年超の期間を要するものもありますが、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位や手法を検討の上、実施していくこととしています。

○「推進が特に必要となる施策」の目標と指標の例

農業土木関係では、

（例1）「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」において、海岸堤防関係（「推進施策10 流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）」、「推進施策19 大規模地震に備えた河川管理施設等の地震・津波対策」）や盛土関係（「推進施策4 大規模盛土造成

地等のリスク把握に関する対策」）の他、「推進施策12 防災重点農業用ため池の防災・減災対策」

＜目標＞

全国の防災重点農業用ため池（約53,000か所（令和5年度末時点））のうち、防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池（防災工事等推進計画に位置付けのある約9,000か所（令和5年度末時点））における防災工事の完了率 30%【R5】→83%【R12】→100%【R17】 他

「推進施策13 「田んぼダム」等の取組」

＜目標＞

流域治水プロジェクトに位置付けられた田んぼダム（50万ha（令和6年度末時点））における取組完了率（地域の共同活動による防災・減災の取組を含む。）

17%【R5】→36%【R12】→100%【R35】

「推進施策14 農村地域の総合的な防災・減災対策」

＜目標＞

湛水被害等のおそれがあり、防災対策（豪雨対策、地震対策、地滑り対策等）を講ずる優先度が高い農地等（約50万ha（令和6年度末時点））における対策完了率

0%【R5】→50%【R12】→100%【R18】

「推進施策20 農業水利施設の耐震化」

＜目標＞

耐震対策が早期に必要と判明し、被災による影響度が極めて大きい重要度の高い国営造成施設（23施設）における対策完了率

48%【R5】→91%【R12】→100%【R16】

「推進施策28 農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策」

＜目標＞

健全度評価により早急な対策が必要と判

明している基幹的農業水利施設（水路：約4,200km、施設：約730 か所）における対策完了率

0%【R5】→70%【R12】→100%【R26】

などが位置づけられています。

(例2)「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」においては、

「推進施策30 農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策」

＜目標＞

機能保全計画（個別施設計画）で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネル（237 か所）の対策完了率

0%【R5】→21%【R12】→100%【R26】

「推進施策36—1 集落排水施設の耐震性能照査・保全対策」

＜目標＞

最適整備構想（個別施設計画）で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設（3,400 施設）の更新対策完了率

0%【R5】→12%【R12】→100%【R31】

などがあります。

(以下、主な施策の概要資料)

14 【農林水産省】農村地域の総合的な防災・減災対策 国土情報化

対応課題 (1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
 概要 防災対策を早期に講じる必要がある地域において、市町村・農業者を含む農村地域の排水対策のための農業水利施設の整備、地すべり防止対策等の防災・減災対策を推進する。

施策の目標・実施内容等

●施策の目標
 防災対策を早期に講じる必要がある地域において、市町村・農業者を含む農村地域の排水対策のための農業水利施設の整備、地すべり防止対策等を行い、農地等の洪水被害等を防止又は軽減する。

＜KPI・指標＞

KPI・指標	現状	計画目標	結果目標
洪水被害等の削減率(※1)	0%	50%	100%
(※1) 令和4年度実績(※2)における削減率	0%	50%	100%

●実施主体
 ・国・都道府県・市町村・土地改良区等

計画実施例
 ○排水路の整備
 排水路の整備により、農地等の洪水被害を軽減する。
 ○排水路の整備
 排水路の整備により、農地等の洪水被害を軽減する。
 ○排水路の整備
 排水路の整備により、農地等の洪水被害を軽減する。

19 【国土交通省・農林水産省】大規模地震に備えた河川管理施設等の地震・津波対策 国土情報化

対応課題 (1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
 概要 南海トラフ地震や首都直下地震等、将来発生が予想されている大規模地震を踏まえて、国民の生命と財産を守るため、河川管理施設、ダム管理施設、海岸保全施設等の対策を実施する。

施策の目標・実施内容等

●施策の目標
 大規模地震に備え、河川管理施設等の地震・津波対策を実施し、将来発生が予想されている大規模地震の被害を軽減する。

＜KPI・指標＞

KPI・指標	現状	計画目標	結果目標
河川管理施設等の地震・津波対策の実施率(※1)	0%	50%	100%
(※1) 令和4年度実績(※2)における実施率	0%	50%	100%

●実施主体
 ・国・都道府県・水資源機構・海岸管理者等

計画実施例
 ○河川管理施設の地震・津波対策
 河川管理施設の地震・津波対策により、河川管理施設の被害を軽減する。
 ○ダム管理施設の地震・津波対策
 ダム管理施設の地震・津波対策により、ダム管理施設の被害を軽減する。
 ○海岸保全施設の地震・津波対策
 海岸保全施設の地震・津波対策により、海岸保全施設の被害を軽減する。

13 【農林水産省】「田んぼダム」等の取組 国土情報化

対応課題 (1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
 概要 水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取組む地域で実施される農地整備事業(地域の共同活動)による防災・減災の取組を含む)を推進する。

施策の目標・実施内容等

●施策の目標
 流域治水対策として「田んぼダム」等の取組を推進し、防災・減災に貢献する。

＜KPI・指標＞

KPI・指標	現状	計画目標	結果目標
流域治水対策として「田んぼダム」等の取組の実施率(※1)	17%	30%	100%
(※1) 令和4年度実績(※2)における実施率	17%	30%	100%

●実施主体
 ・事業実施主体(国、都道府県等)・農地の管理者(農業者等)

計画実施例
 ○田んぼダムの取組
 田んぼダムの取組により、流域治水対策に貢献する。
 ○田んぼダムの取組
 田んぼダムの取組により、流域治水対策に貢献する。
 ○田んぼダムの取組
 田んぼダムの取組により、流域治水対策に貢献する。

12 【農林水産省】防災重点農業用ため池の防災・減災対策 国土情報化

対応課題 (1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
 概要 自然災害の激甚化・頻発化に備え、ため池工事特種法^(※1)に基づき、防災重点農業用ため池の劣化状況評価及び地震・豪雨対策評価を行い、防災対策を講じる。防災対策を講じるため、ため池の劣化状況評価及び地震・豪雨対策評価を行い、防災対策を講じる。

施策の目標・実施内容等

●施策の目標
 防災重点農業用ため池の劣化状況評価及び地震・豪雨対策評価を行い、防災対策を講じる。

＜KPI・指標＞

KPI・指標	現状	計画目標	結果目標
防災重点農業用ため池の劣化状況評価及び地震・豪雨対策評価の実施率(※1)	0%	50%	100%
(※1) 令和4年度実績(※2)における実施率	0%	50%	100%

●実施主体
 ・国・都道府県・市町村・土地改良区等

計画実施例
 ○ため池の劣化状況評価及び地震・豪雨対策評価
 ため池の劣化状況評価及び地震・豪雨対策評価により、防災重点農業用ため池の劣化状況を把握する。
 ○ため池の劣化状況評価及び地震・豪雨対策評価
 ため池の劣化状況評価及び地震・豪雨対策評価により、防災重点農業用ため池の劣化状況を把握する。
 ○ため池の劣化状況評価及び地震・豪雨対策評価
 ため池の劣化状況評価及び地震・豪雨対策評価により、防災重点農業用ため池の劣化状況を把握する。

28 【農林水産省】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策 国土情報化

対応課題 (1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
 概要 農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を進めるとともに、災害事故の発生を防止するため、機能・更迭等の適切な対策を計画的かつ効率的に実施することとし、特に健全度が低いなど緊急性の高い施設の適切な更新整備を推進する。

施策の目標・実施内容等

●施策の目標
 機能診断等により更新が必要と判明している農業水利施設における対策を重点的に実施することにより、適正な予防保全サイクルの下での長寿命化を図り、農業水利施設の機能を維持・発揮させる。

＜KPI・指標＞

KPI・指標	現状	計画目標	結果目標
機能診断等により更新が必要と判明している農業水利施設における対策の実施率(※1)	0%	70%	100%
(※1) 令和4年度実績(※2)における実施率	0%	70%	100%

●実施主体
 ・国・都道府県・市町村・土地改良区等

計画実施例
 ○機能診断
 機能診断により更新が必要と判明している農業水利施設における対策を実施する。
 ○機能診断
 機能診断により更新が必要と判明している農業水利施設における対策を実施する。
 ○機能診断
 機能診断により更新が必要と判明している農業水利施設における対策を実施する。

6 対策の事業規模（第4章の2）

このように目標を設定された、「推進が特に必要となる施策」について、その事業規模は、表1に示すとおり、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、

- 今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する、
- 対策の初年度については、経済情勢等を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる、
- 次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する、こととしています。

7 フォローアップ（第5章）

- 実施中期計画のフォローアップとして、
- 毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施、
- 巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は関連計画のフォローアップと連携、
- 災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果のとりまとめ・発信、
- 事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進に取り組むこととしています。

さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始することとしています。

表1：推進が特に必要となる施策の事業規模

国土強靱化政策の展開方向（5本柱）	事業規模
1 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理	おおむね 5.8兆円程度
2 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化	おおむね 10.6兆円程度
3 デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化	おおむね 0.3兆円程度
4 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化	おおむね 1.8兆円程度
5 地域における防災力の一層の強化	おおむね 1.8兆円程度
合計	おおむね 20兆円超程度 (注)

(注) 令和7年6月時点において本計画の達成目標を達成するために必要と想定される事業規模の目途を示したものであり、各施策の実施段階における諸調整の結果等により、変動する場合がある。

8 おわりに

（一社）農業土木事業協会会員の皆様には、農業農村整備事業の推進とともに、平素から地域のインフラ整備メンテナンス等の担い手として、また、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、国土を守る大きな役割を担っていただき、心より感謝申し上げます。

切迫する巨大地震や、激甚化・頻発化する大規模自然災害による被害を軽減・回避するためには、今後とも、インフラ老朽化対策を含め、国土強靱化の取組のペースを緩めることなく、着実に推進していかなばなりません。

そのため、今回策定された第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、国民、事業者、地域、行政等がしっかり連携して、オールジャパンで国土強靱化を推進してまいります。関係者の皆様方の引き続きのご尽力を何卒よろしくお願い申し上げます。

<参考文献>

国土強靱化推進室 HP 第1次国土強靱化実施中期計画
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/dail_chuukikeikaku/gaiyou.pdf

